

「とぎつ“すごカナ”フェスタ」イルミネーション設置等業務仕様書

1. 基本的事項

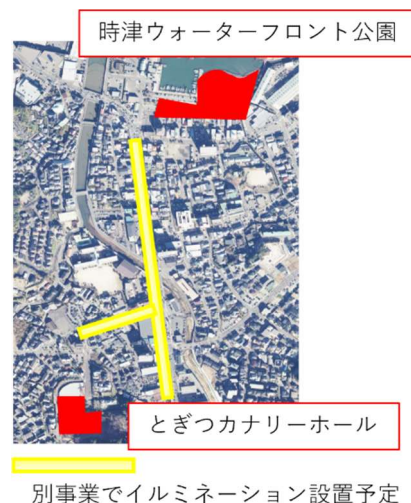
- (1) 業 務 名 「とぎつ“すごカナ”フェスタ」イルミネーション設置等業務
(2) 履 行 場 所 とぎつカナリーホール及び時津ウォーターフロント公園
(3) 委 託 期 間 契約締結日から令和9年2月15日まで
(4) 委託上限額 19,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

項目	とぎつカナリーホール	とぎつウォーターフロント公園
実施業務	イルミネーション設置・運営 点灯式の演出及び企画、実施（※）	イルミネーション設置・運営
契約形態	個別契約（本仕様書に基づく）	個別契約（本仕様書に基づく）
契約金額上限	16,000 千円（消費税及び地方消費税を含む）	3,000 千円（消費税及び地方消費税を含む）

（※）点灯式の全体進行や統括については、「とぎつ“すごカナ”フェスタ」グランドオープニングイベント企画運營業務受託事業者が行うため、連携・協力のうえ、円滑な実施を図ることとする。

2. 業務目的

- (1) 本業務は、とぎつカナリーホール及び時津ウォーターフロント公園において、イルミネーションを実施し、夜間景観の演出による地域のにぎわい創出、回遊性の向上及びシビックプライドの醸成を図ることを目的とする。
- (2) とぎつカナリーホールは、開館以来、多くの町民に親しまれ、文化芸術活動の拠点となってきた。このたび、令和8年秋にリニューアルオープンすることとなった。リニューアルオープンを契機として令和8年11月23日（月・祝）にとぎつカナリーホールで開催する「とぎつ“すごカナ”フェスタ」のグランドオープニングイベントの一環として本業務の点灯式を開催し、来場者の周遊促進及び滞在時間の延長を図る。
- (3) とぎつカナリーホールと時津ウォーターフロント公園は所在地を異とするが、統一されたコンセプトのもとで一体的な演出及び運営を行う必要があるため、本業務は同一の事業者がとぎつカナリーホール及び時津ウォーターフロント公園の双方を一体的に企画、履行することを想定して仕様を定めるものとする。



- (4) ただし、契約手続き及び契約に基づく履行責任、契約金額はそれぞれの会場ごとに独立するものとし、受注者は本仕様書に基づき、とぎつカナリーホール・時津ウォーターフロント公園それぞれについて発注者と個別に契約を締結する。

3. 業務スケジュール

- (1) 準備期間 契約締結～令和8年11月20日（金）まで
ただし、令和8年11月10日（火）までに発注者立ち合いにて点灯確認を実施すること。
- (2) 実施期間 令和8年11月23日（月）～令和9年1月31日（日）
点灯時間 17：30～21：30
撤去期間 令和9年2月15日（月）まで
- (3) 設営区間 とぎつカナリーホール及び時津ウォーターフロント公園

4. 業務内容

(1) デザイン・企画書の作成

- ① メインの会場が文化施設（とぎつカナリーホール）である特色を活かした温かみのあるイルミネーションをコンセプトとすること。
- ② 全体のテーマやコンセプトを具体的に設定し、デザインやイメージを事前に提出すること。また、子どもが楽しめる要素やフォトスポットとして、来場者が写真撮影を行いたくなるような提案とすること。
- ③ 本業務で設置するイルミネーションの魅力を最大限に引き出し、オープニングを彩る点灯式（会場：とぎつカナリーホール前）のパフォーマンス（演出企画）の提案及び当日の実施を行うこと。

※なお、点灯式の全体進行や統括については、「とぎつ“すごカナ”フェスタ」グランドオープニングイベント企画運営業務受託事業者が行うため、連携・協力のうえ、円滑な実施を図ることとする。

- ④ とぎつカナリーホール全体の手すり及び石畳広場内の木、芝生広場は必ず装飾することとし、とぎつカナリーホール前の坂道についても、イルミネーションを設置することで視覚的に思わず立ち寄ってしまうような魅力的かつ独創的なイルミネーションとすること。



- ⑤ 時津ウォーターフロント公園時計塔は必ず装飾することとし、時津交差点付近から時津ウォーターフロント公園までの沿道（手すり）もイルミネーションを設置することで視覚的に思わず立ち寄ってしまうような魅力的かつ独創的なイルミネーションとすること。



別事業でイルミネーション設置予定

- ⑥ 時津ウォーターフロント公園については、昨年度のコンセプトを継承するため、過去の実績（昨年度のデザイン）を参考資料「5.（参考写真）とぎつイルミ 2025」として提示するが、これに囚われない独自の優れたデザインや提案も歓迎するものとする。
- ⑦ デザイン作成にあたっては著作権等に配慮し、利用申請等の手続きが必要な著作物については受注者において申請すること。
- ⑧ 子どもを含めた多くの人々が利用する場所に設置することに配慮し、安全性が十分に確保されたイルミネーションのデザイン・制作とすること。
- ⑨ その他、本町や関係者等とデザイン・設計について適宜事前協議を図ること。
- ⑩ なお、最終的な設置場所やデザインは発注者と受託者が協議の上決定するものとする。

(2) イルミネーション機材等の調達

- ① イルミネーション機材については、受注者において企画に沿った機材を用意し、装飾をおこなうこと。
- ② なお、イルミネーションの内容をより充実させるため、イルミネーションに加え、「6. 町保有機材」に示す機材を使用することができる。

(3) イルミネーションの設置及び撤去

- ① 上記（1）において、デザイン・設計したイルミネーション機材の設置及び撤去を行うこと。
- ② イルミネーションにかかる電気について、必要に応じて、受注者において引込柱の設置工事、引込工事や契約を行うこととする。また、電気引込工事等にもなう関係機関との調整、申請等もおこなうこと。
- ③ 設置にあたっては、発注者と十分に協議するとともに、本町及び関係団体等に事前に必要な許可を得ること。
- ④ 装飾や配線等は、歩行者や通行車両、案内看板、交通標識等の妨げにならないよう十分に配慮すること。
- ⑤ 設置・撤去工事の際は、歩行者等の安全確保に努めること。
- ⑥ 来訪者等が作品に触れることを想定し、安全性及び悪戯防止を考慮する

こと。

- ⑦ 樹木等への施工に際しては、損傷を与えないよう配慮すること。
- ⑧ 設置物の落下や倒壊等の事故が発生しないよう受託者の責任のもと安全に配慮して設置すること。
- ⑨ 自然災害等、危険予測可能な場合で、設置物の落下や倒壊等の可能性がある場合は、事前に必要な対策を講じること。
- ⑩ 設置期間中の電球切れ、故障等のトラブル発生時においては、受託者において、復旧等の迅速な対応を行い、町に報告すること。
- ⑪ イルミネーションは、発注者が指定する任意の時間での自動点灯及び消灯が可能な仕様とすること。
- ⑫ また、撤去後、「6. 町保有機材」に示す機材については、発注者が指定する保管場所へ運搬・収納を行うこと。

(4) イルミネーションの保守点検及び維持管理業務

- ① 実施期間中は定期的に巡回・点検を実施し、不点灯電球や漏電、断線等の不具合が判明した場合は速やかに対応を行い、発注者に報告すること。
- ② また、悪天候時等の危機管理・安全確保に努めること。
- ③ 万一の事故発生に備えた体制などを提案するとともに万一事故が発生した場合は、受注者の責任において処理すること。
- ④ 受注者が設置した物については、受注者の責任において損害賠償保険に加入するものとし、保険の経費は受注者の負担とする。
- ⑤ 既設工作物等に損害自己等が発生した場合は、速やかに発注者に報告するとともに、受注者の責任において、ただちに復旧処理すること。

(5) 打ち合せの実施

- ① 上記業務内容に係る打ち合わせを時津町役場又は現地に必要に応じて実施すること。
- ② 軽微な打ち合わせや報告については、電子メール等による打ち合わせを可とする。

(6) 報告書の作成

全ての業務が完了した際は、業務完了報告書のほか、下記データが格納された電子媒体 1 式を発注者へ提出し、発注者の検査を受けなければならない。

- (1) 各種図面（制作図、設置施工図等）
- (2) 各種写真（制作時、設置施工時、完成等）
- (3) その他本業務に係る必要書類等

(7) その他

- ① 本業務におけるイルミネーションのデザインなどに関する著作権及びその他の無体財産権は全て発注者に帰属するものとする。
- ② 本業務の実施に当たっては、時津町及び各関係者との連絡調整を十分図ること。
- ③ 本業務の遂行に当たり知りえた情報については、いかなる理由をもっても事業期間中及び終了後においても、第三者に漏らしてはならない。また、情報漏えいに対する措置を講ずること。
- ④ 騒音・光害等、近隣住民に配慮すること。
- ⑤ 著作権関係の紛争が生じた場合、当該紛争が発注者の責めに帰すべき事由により生じた場合を除き、一切受注者の責任において処理するものとする。
- ⑥ 位置・高さ・色彩や演出内容が車両や歩行者等の通行、地域住民の日常生活、周辺施設の営業等を妨げることがないように配慮すること。
- ⑦ 本業務は、とぎつ“すごカナ”フェスタと連携して実施するものとする。
受注者は、当該連携企画の実施に協力すること。
※イルミネーション点灯式（11月23日（月・祝））など
- ⑧ 不測の事態が発生した場合は、速やかに時津町に報告すること。
- ⑨ その他、仕様書に記載のない事項については、関係者において協議し決定する。

5. （参考写真）とぎつイルミ 2025



6. 町保有機材

上述のとおり本業務により用意する機材だけでなく、下記に示すイルミネーション機材を活用するものとする。

- ① 使用時は保管場所（時津町内）より搬出し、設置を行う。撤去後には、保有機材の点検を行い、保管場所（時津町）へ返却するものとする。なお、保管場所からの搬出搬入については、監督職員が立ち会いする。
- ② 町保有機材については、新品ではないため、正常な動作を保証するものではない。使用に係る機材の状況確認は受託者が行うこと。また、使用できない機材については、発注者へ報告を行うこと。

No	機材名	数量	単位
1	ストレートマルチカラー 10m/100leds	200	本
2	パワーコード	20	本
3	スノードロップ 3m×0.8m(青) 10 本連結	100	式
4	ストレートライト【ゴールド】10m,100leds	76	本
5	カーテンライト【ゴールド】10m,100leds	10	本
6	ストレートライト【マルチ】10m,100leds	20	本